第２回幌加内町議会定例会　第１号

令和２年６月１８日(木曜日)

○議事日程

1　会議録署名議員の指名
2　会期の決定
3　諸般の報告
（１）議長諸報告
①行事関係報告
②監査委員例月出納検査結果報告
③（株）ほろかない振興公社経営状況報告
（２）町長行政報告
（３）教育長教育行政報告
4　同意第　1号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
5　同意第　2号　農業委員会委員の任命について
6　同意第　3号　農業委員会委員の任命について
7　同意第　4号　農業委員会委員の任命について
8　同意第　5号　農業委員会委員の任命について
9　同意第　6号　農業委員会委員の任命について
10　同意第　7号　農業委員会委員の任命について
11　同意第　8号　農業委員会委員の任命について
12　同意第　9号　農業委員会委員の任命について
13　同意第 10号　農業委員会委員の任命について
14　同意第 11号　農業委員会委員の任命について
15　同意第 12号　農業委員会委員の任命について
16　同意第 13号　農業委員会委員の任命について
17　報告第　2号　繰越明許費繰越計算書について（平成元年度幌加内町一般会計補正予算（第７号））
18　一般質問
19　承認第　1号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
20　承認第　2号　専決処分した事件の報告について
（平成元年度幌加内町一般会計補正予算（第８号））
21　承認第　3号　専決処分した事件の報告について
（平成元年度幌加内町奨学資金特別会計補正予算（第１号））
22　議案第 40号　幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
23　議案第 41号　幌加内町地籍整備基金条例を廃止する条例について
24　議案第 42号　幌加内町税条例の一部を改正する条例について

25　議案第 43 号　幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
26　議案第 44 号　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した
被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例について
27　議案第 45 号　幌加内町介護保険条例の一部を改正する条例について
28　議案第 46 号　幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例について
29　議案第 47 号　幌加内町手数料条例の一部を改正する条例について
30　議案第 48 号　幌加内町防災会議条例の一部を改正する条例について
31　議案第 49 号　幌加内町町民プール設置条例の一部を改正する条例について
32　議案第 50 号　幌加内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
33　議案第 51 号　辺地に係る総合整備計画の策定について
34　議案第 52 号　辺地に係る総合整備計画の変更について
35　議案第 53 号　工事請負契約の締結について
36　議案第 54 号　工事請負契約の締結について

○出席議員（　９名）

議長	９番　小川雅昭君	副議長	７番　中村雅義君
	１番　中川秀雄君		２番　市村裕一君
	３番　中南裕行君		４番　藤井　祐　君
	５番　稲見隆浩君		６番　蔵前文彦君
	８番　小関和明君		

○欠席議員（　０名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町長	細川雅弘君
副町長	大野克彦君
教育長	小野田倫久君
総務課長	村上雅之君
産業課長	中河滋登君
建設課長	宮田直樹君
住民課長	山本久稔君
保健福祉課長	竹谷浩昌君
地域振興室長	新江和夫君
会計管理者	蔵前裕幸君
農業委員会局長	清原吉典君
教育次長	内山　渉君
住民課補佐	岩本美佐江君
総務課主幹	椿　英万君
高校事務長	三浦依理子君
農業委員会会長	鈴木　努君
監査委員	菊地勝美君

○出席事務局職員

事務局長	加藤誠一君
書記	岡田由美君

開　会　午前９時１５分

◎開会の宣言

○議長（小川雅昭君）　ただいまの出席議員数は９名であります。

定足数に達しておりますので、令和２年第２回幌加内町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣言

○議長（小川雅昭君）　これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（小川雅昭君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって１番　中川議員、２番　市村議員を指名します。

◎日程第２　会期の決定

○議長（小川雅昭君）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から６月 19 日までの２日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月 19 日までの２日間に決定いたしました。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（小川雅昭君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

◎町長行政報告

○町長（細川雅弘君）　町長。

○議長（小川雅昭君）　町長。

○町長（細川雅弘君）　３点について申し上げます。

まず、各会計にわたる令和元年度決算の見通しがつきましたので、その状況をご報告申し上げます。

最初に、一般会計でありますが、平成 30 年度からの繰越明許費を含め、歳入総額 45 億 711 万 9000 円、歳出総額 44 億 918 万 5000 円であり、令和元年度から令和２年度への繰越明許費にかかる一般財源 32 万 5000 円を除いた、歳計剰余金 9760 万 9000 円」を令和２年度会計へ繰越処分いたしました。当初予算では歳入不足を補うため、基金取り崩しを２億 6000 万円ほど見込んでおりましたが、地方交付税の留保財源や除雪関係経費の減などにより、財源不足による取り崩し額は 1650 万円程度で決算することができました。

次に、国民健康保険特別会計でありますが、歳入総額１億 7464 万 7000 円、歳出総額１億 7155 万円であり、歳計剰余金 309 万 7000 円を令和２年度会計へ繰越処分いたしました。令和元年度におきましては、療養費が 26.5％の増に対し、療養給付費 20.2％、高額療養費 29.6％の減となりました。給付費財源として国保財政調整基金から繰入金 239 万 1000 円を措置しておりましたが、道補助金の特別交付金が大きかったことにより、これを取り崩さず、決算することができました。

次に、後期高齢者医療特別会計でありますが、歳入総額 2928 万 6000 円、歳出総額 2928 万 2000 円であり、歳計剰余金 4000 円を令和２年度会計へ繰越処分いたしました。この繰越については、令和元年度の出納整理期間中に納付された保険料を令和２年度会計へ繰越し、北海道後期高齢者医療広域連合に対し納付するものであり、今議会に補正予算を計上したところであります。

次に、介護保険特別会計でありますが、歳入総額１億 8858 万 7000 円、歳出総額１億 8283 万 3000 円であり、歳計剰余金 575 万 4000 円を令和２年度会計へ繰越処分いたしました。この繰越については、令和元年度、介護保険給付費に対しての国道交付金、支払基金交付金を合わせて 556 万 3000 円がそれぞれ実績より多く交付されたため、令和２年度会計で返還することとなりますが、当初予定をしていた介護給付準備基金の取り崩しについては、介護実績の減少に伴い取り崩さず決算することができ、返還金を除いた 19 万 1000 円を令和２年度会計にて介護給付準備金に積立てる予定であり、本議会に補正予算を計上したところであります。

次に、歳入・歳出総額ともに同額で決算した会計として、簡易水道事業特別会計では 8263 万 7000 円、下水道事業特別会計で 7707 万 5000 円、奨学資金特別会計で 125 万 3000 円の決算であります。

２点目、新型コロナウイルスについてでありますが、先の臨時会において、議員協議会及び行政報告でも申し上げましたので重複は避けますが、去る５月 25 日に国の緊急事態宣言が解除され、徐々に経済活動も平常に戻りつつあるものの、いまだ収束には至っておらず、国内、あるいは北海道においても感染者は微増しているところであります。宣言解除後、本町におきましても翌 26 日に対策本部を開催し、公共施設の開放や６月からの学校再開などを取り決めました。この間、町民の皆様には大変なご不便とご苦労をおかけしたところであり、改めて町民の皆様のご理解とご協力に感謝を申し上げますとともに、次亜塩素酸水やマスクなど、心温まるご寄贈を多くの方から賜りましたことにも、衷心よりお礼申し上げる次第です。次亜塩素酸水の無償配布は 300 世帯を超え、４日には町民一人当たりマスク 50 枚の配布が終了したほか、特別定額給付金についてはトラブルもなく、15 日の支給日現在で 94.1％の支払が終了しております。経済対策として先の臨時会において５月 15 日時点での状況を報告しましたが、その後の状況として、中小企業保証融資申請２件、

うち融資１件。持続化給付金申請４件、支給０件。休業協力店申請、支給ともに 11 件となっております。今後も本町経済への影響は続くものと考え、本定例会に持続化給付金特別補助対象を５件追加、５月７日以降も引き続き休業要請に協力いただいた協力店、11 事業者に対して 20 万円の追加予算を計上している他、例年のプレミアム付商品券について、率を 20%から 30%に引き上げ、7 月から販売する関係予算を計上しておりますので、ご理解を賜りたく存じます。また、６月からスタートした飲食・食品クーポン券では、６月 10 日現在で、既に 20 万円の利用があるところです。町民の皆さんに大いに活用していただき、コロナの１日でも早い終息と、「新しい生活様式」を踏まえながら、町民生活と経済活動が平常に戻ることを切に願っているところです。

最後に、林野火災についてご報告申し上げます。

先般、新聞報道にもありましたとおり、去る５月 30 日、林野火災が発生し、士別警察署から 13 時 20 分に通報があり、消防の出動がありました。出火場所は母子里、旧 JR 深名線白樺駅から西側で、被害面積は、北海道電力社有地 5.29ｈａ、北海道大学雨竜研究林 1.08ｈａ、幌加内町有地 2.18ｈａと合わせて 8.55ｈａの林野を焼失したものであります。消火に当たり、消防団員 19 名、消防職員 15 名、うち士別より 3 名の応援、車両 10 台の出動により、午後５時 30 分に鎮火をし、その後も母子里地区に消防車両２台と、職員２名を警戒対応のため翌日まで待機させたところです。職団員をはじめ関係機関の方々には長時間・広範囲にわたり消火活動等にあたっていただきましたことに感謝の意を表する次第です。出火原因としては時期的に釣り客や山菜採り等の出入りがあり、たばこ等火の不始末ではないかと推測しておりますが、現在のところ士別警察署の方で調査を進めているところであります。幸い湖と道路を挟んでいたことや、消防職団員の懸命な消火活動により、その日のうちに延焼を食い止められましたが、当日は、風速２ｍの南風が吹いており、一歩間違えば大規模な林野火災を引き起こし、消火活動は困難を極めたものと考えております。今年はコロナ対策の関係で、毎年行っております「林野火災予消防対策協議会総会」と引き続き行われる「林野火災予防パレード」が中止となりましたが、この度の火災により、予消防の啓蒙が極めて大切だと感じており、関係機関と連携を図りながら予消防対策に加え、万が一に備え、消防活動を想定した初動対策に万全を期すよう努めてまいりたいと存じます。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君）　これで町長の行政報告を終わります。

教育長より、教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

◎教育長教育行政報告

○教育長（小野田倫久君）　教育長。

○議長（小川雅昭君）　教育長。

○教育長（小野田倫久君）

新型コロナウイルス感染症対策について報告いたします。

国の緊急事態宣言の解除を受け、本町においても６月１日から各学校を再開しております。児童生徒や教職員の感染リスクを可能な限り低減しつつ、子どもの健やかな学びを保障する為に、いわ

ゆる「新しい生活様式」を踏まえた学校教育活動を始めております。町といたしましては、学校における「手洗い」などの励行や登校時における健康状態の把握、「３つの密」を避けることなどの感染リスク低減対策として、非接触型ハンドソープディスペンサーやフェイスシールド、非接触型電子温度計などの、必要とされる物品の調達や、小中学校の換気対策として、網戸を設置していない教室などに、新たに網戸の設置を行うなどの措置を、講じることとさせていただきました。また、今後も起こりえるコロナウイルス感染症などを起因とする、学校の臨時休業などの緊急事態において、子供の学びの保障と教育の機会均等の観点から、国が推し進めている「ＧＩＧＡスクール構想」を活用し、町内小中学校の児童生徒への「一人一台のタブレット端末整備」や、インターネット通信環境が整っていない家庭へ、臨時休業時に貸し出すことを念頭とした「可搬型通信機器の整備」、遠隔授業などを円滑に行うための「学校側のカメラ等の整備」にも取り組むこととしており、今議会に補正予算として提案させていただきましたのでご理解願います。なお、本件については教育委員への説明を行い、了承を得ているところでございます。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君）　これで教育行政報告を終わります。

◎日程第４　同意第１号

○議長（小川雅昭君）　日程第４、同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君）　総務課長。

○議長（小川雅昭君）　総務課長。

○総務課長（村上雅之君）　（同意第１号朗読、記載省略）

本件の提案理由について説明します。

３年の任期であります固定資産評価審査委員会委員であります、伊藤幸博氏が６月 26 日をもって任期満了を迎えるにあたり、その後任として、市川喜春氏を識見も豊かで適任者であるものと判断し選任するものです。なお、任期については、令和２年６月 27 日から令和５年６月 26 日までの３年間です。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。これから本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。本件に対する討論を省略し採決を行いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第１号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎日程第５　同意第２号～日程第 15　同意第 12 号

○議長（小川雅昭君）　日程第５、同意第２号　農業委員会委員の任命についてから日程第 14、同意第 11 号　農業委員会委員の任命についての 10 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君）　総務課長。

○議長（小川雅昭君）　総務課長。

○総務課長（村上雅之君）　（同意第２号～同意第 11 号朗読、記載省略）

本件の提案理由について説明します。

農業委員会等に関する法律が平成 27 年８月の改正に伴い、前回、平成 29 年の農業委員会委員から市町村長が議会の同意を得て任命することとなっています。本年３月１日から候補者の募集を行い、その後、５月 26 日、評価委員会の報告を受けて７月 19 日の任期満了を迎える委員に代わる新たな委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものです。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。同意第２号から同意第 11 号については、一括質疑といたします。

同意第２号、農業委員会委員の任命についてから同意第 11 号、農業委員会委員の任命についての 10 件について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。次に、同意第２号、農業委員会委員の任命についてから同意第 11 号、農業委員会委員の任命についての 10 件に対する討論は省略し、順次、採決をいたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

同意第２号、農業委員会委員の任命についての件を、お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第２号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第３号、農業委員会委員の任命についての件を、お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第３号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第４号、農業委員会委員の任命についての件を、お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第４号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第５号、農業委員会委員の任命についての件を、お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第５号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第６号、農業委員会委員の任命についての件を、お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第６号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第７号、農業委員会委員の任命についての件を、お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第７号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第８号、農業委員会委員の任命についての件を、お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第８号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第９号、農業委員会委員の任命についての件を、お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第９号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第 10 号、農業委員会委員の任命についての件を、お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第 10 号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第 11 号、農業委員会委員の任命についての件を、お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第 11 号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

（鈴木農業委員会長　退席）

休憩　午前　９時４６分

再開　午前　９時４７分

○議長（小川雅昭君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 15　同意第 12 号

○議長（小川雅昭君）　日程第 15、同意第 12 号　農業委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君）　総務課長。

○議長（小川雅昭君）　総務課長。

○総務課長（村上雅之君）　（同意第 12 号朗読、記載省略）

本件の提案理由については、先程の同意第２号から第 11 号と同じでありますので、省略させていただきます。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。本件に対する討論を省略し採決いたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第 12 号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

地方自治法第 117 条の規定によりまして、稲見隆浩君の退場を求めます。

暫時休憩をいたします。

（稲見議員　退席）

休憩　午前　９時４８分

再開　午前　９時４９分

（鈴木農業委員会長　着席）

○議長（小川雅昭君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 16　同意第 13 号

○議長（小川雅昭君）　日程第 16、同意第 13 号　農業委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君）　総務課長。

○議長（小川雅昭君）　総務課長。

○総務課長（村上雅之君）　（同意第 13 号朗読、記載省略）

本件の提案理由については、先程の同意第２号から第 12 号と同じでありますので、省略させていただきます。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。これから本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。本件に対する討論を省略し、採決をいたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第 13 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

（稲見議員　着席）

休憩　午前　９時５１分

再開　午前　９時５２分

○議長（小川雅昭君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 17　報告第２号

○議長（小川雅昭君）　日程第 17、報告第２号　繰越明許費繰越計算書について、令和元年度幌加内町一般会計補正予算第７号の件を議題といたします。本件に関し説明員の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君）　総務課長。

○議長（小川雅昭君）　総務課長。

○総務課長（村上雅之君）　（報告第２号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君）　これをもって報告を終わります。

お諮りをいたします。これから本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。本件については報告案件でありますので、以上で報告を終わります。

◎日程第 18　一般質問

○議長（小川雅昭君）　日程第 18、一般質問を行います。

通告にしたがって発言を許します。１番　中川議員の発言を許します。

○１番（中川秀雄君）　議長、１番。

○議長（小川雅昭君）　１番、中川議員。
○１番（中川秀雄君）
新型コロナウイルス対策に関連して何点か質問します。
まず、特別定額給付金について伺います。
特別定額給付金については、先程、行政報告がありましたが、現在 94.1%ほどの給付率となっているとのことです。しかし、先の新聞報道にもありますが、需給の意志がある、或いは需給が必要と思われる方でもこの給付金は申請主義なので、申請がなければ本人には当たらないことになります。例えば独居の方で介護施設や病院などに入院されている方など、意思表示が大変な方もいると思われます。そういう方々の対処の方法などはどうしているのか。

○町長（細川雅弘君）　町長。
○議長（小川雅昭君）　町長。
○町長（細川雅弘君）　お答えします。
特別定額給付金の給付につきましては、去る５月１日の議員協議会において、給付対象者及び申請等に係る手続き等を説明したところで、本町におきましては、予定どおり５月 12 日に給付対象となる各世帯へ周知及び、申請書の発送、翌 13 日から申請受付を開始したところです。給付金の支払いにつきましては、５月 25 日を初回、１回目とし、６月 15 日まで３回の支出を行い、先程、行政報告を致しましたとおり、支払い済みで 94.1%。昨日、６/17 までの申請受付件数は、730 世帯、98%、人口だと 1,361 人分の 96.8%受付を終了しております。また、申請方法別に分けますと、郵便申請 354 件、オンライン申請 2 件、役場、朱鞠内支所含めます、窓口申請 357 件、職員が出向き臨時窓口申請 17 件であります。質問がありました「受給の意思がありながら未申請となっている例はないか」についてですが、町からの申請書の送付にあたり、あて先不明で返却された郵便は１件もありませんでしたので、何らかの理由で住所登録地以外に在住されている給付対象者につきましても、本町からの特別定額給付金のお知らせ及び申請書はすべての世帯に届いているものと判断しております。また、質問の例のような問い合わせにつきましても現在のところは１件もございません。現在の未申請は残り 24 世帯を残すところとなっております。この世帯につきましては、ほぼ顔がわかっています。そういった状況なので、今後におきましては、申請されていない方々と連絡を取り、申請手続きを促す所存であります。以上で答弁を終わります。

○１番（中川秀雄君）　議長、１番。
○議長（小川雅昭君）　１番、中川議員。
○１番（中川秀雄君）
引き続き申請漏れがないように、努力をお願いします。
次に、学校再開に関連して伺います。
緊急事態宣言が解除され、先程の教育行政報告でもあったとおり、６月１日から学校が再開していますが、長期の休校による子供の学習の遅れと格差の拡大、あるいは不安とストレスは深刻になっていると思われます。また、新型コロナウイルスの感染から子供と教職員をいかに守っていくかも、今後の重要な課題となっています。学習指導要領に基づき例年どおり授業をしようとすれば、

土曜授業や夏休み、また、学校行事の大幅削減、７時間授業など授業を詰め込むことになり、そうしたやり方では子供たちに新たなストレスをもたらし、学力格差を更に広げることにもなりかねない。子供たちをゆったりと受け止めながら学びと共に、人間関係の形成や、遊びや休息をバランス良く保証する柔軟な教育が必要だと思われます。今後の授業の持ち方等について基本的にどのように考えているのか。また、感染症対策として先程の行政報告でもありましたが、色々な処置はとられているとは思われますが、毎日の消毒、清掃、健康チェックなど、今までにない多くの業務が生じていると聞いています。特に教員が子供たちと向き合う時間をゆったりと取り教育活動に専念できるように、場合によってはそれらの業務を担う職員の補充なども必要かと考えますが、その辺もどう考えているのでしょうか。

○教育長（小野田倫久君）　教育長。
○議長（小川雅昭君）　教育長。
○教育長（小野田倫久君）
　学校再開について、お答えします。
　今ほど、中川議員から質問にありましたとおり、６月１日から町内の学校が再開されておりますが、子供たちは、長期間学校生活から離れている事や、進級や進学に伴う教育環境の変化など、様々な不安やストレスを感じている、児童生徒が多いことを懸念しています。各学校ではこれまで以上に、児童生徒の健康状態を観察する事や、児童生徒及び教職員の感染リスク低減の為「新しい生活様式」を踏まえた学校教育活動を進めるなどの指導をさせていただいております。また、学校行事の基本的な考え方については、体育的行事については児童生徒が密着する種目等、見直しを含めた検討を。文化的行事については児童生徒の「接触」「密着」「近距離での活動」「向かい合っての発声」等を避けた内容へ、見直しを含め検討するよう求めております。現在、学習時間の確保について、各学校で調整をしていただいています。夏休みの削減などは、必要最低限に留めるよう校長会で確認しており、小学校で５日間程度、中学校で７日間程度にて、最終調整を行っているところでございます。また、土曜日授業については検討から除外しております。各教科等の学習指導については、まずは学校再開にあたり児童生徒が、円滑に学校生活に適応できるよう、時間割や授業の進め方の工夫をすることを求めていたところであります。各学校それぞれ、児童生徒の発達の段階を、十分に踏まえた時間割の設定や、これまでの学習内容の定着状況を把握し、学習指導計画の見直しを行うなどの指導をさせていただいております。教育委員会といたしましては、安易に授業時数の確保を目的とする事なく、各学年の状況に応じた授業内容を計画し、実行するよう指導や支援に努めていきたいと考えています。
　２つ目の感染症対策による教職員の負担増加についてですが、各学校の教職員において児童生徒の感染症リスク低減のため、今まで以上の学校衛生管理が求められていることは中川議員の質問のとおりでございます。今回の新型コロナウイルス感染症は、今までに無い未知の体験であり、教職員の方々には、長期学校休業中の子供たちの支援、感染症対策を講じた学校再開と、多くの負担をお願いしているところです。このような大変な時だからこそ、各学校と教育委員会が知恵を出し合い、子供たちの学習の保障を共に協力して進めて行くことが必要です。教育委員会といたしましても、先ほど行政報告にて報告させていただきましたが、各学校からの要望を踏まえた、物品や備品

の整備を図り、教職員には「新しい生活様式」を踏まえた学校教育活動に専念できる様、環境づくりを進めていきたいと考えているところですので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁を終わります。

○１番（中川秀雄君）　議長、１番。
○議長（小川雅昭君）　１番、中川議員。
○１番（中川秀雄君）
　公共料金の 10 月値上げの凍結について、伺います。
　コロナショックにより、景気の低迷、後退が指摘されています。とりわけ個人事業者の後退が深刻と言われています。これは元々、昨年 10 月の消費税増税が原因となっており、それに今回のコロナショックが拍車をかけた格好だと思われます。この為、最近では暮し応援の立場から水道料の減免などに取組む自治体も、数は多くないですが、ぼちぼちと出てきていると聞いています。本町においても、上下水道料は、この４月から消費税率の引上げに伴い料金の改定がされていますが、ごみ処理料金などについては影響力が大きいとして今年 10 月からの予定となっています。「暮らしの応援」立場から 10 月から予定をしている公共料金の値上げについて、当分は凍結すべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（細川雅弘君）　町長。
○議長（小川雅昭君）　町長。
○町長（細川雅弘君）　お答えします。
　公共料金については、令和２年４月から使用料・手数料の一部を改正し、上下水道料金など公共料金の値上げを行っております。これらにつきましては、昨年 10 月からの消費税率 10%への引き上げにより対応する。或いは周知期間等を含めて４月からとさせてもらいました。改正とする公共料金のうち、ごみ処理手数料につきましては、町民への影響が大きいとの判断から周知期間の範囲も勘案し、値上げの実施を他の公共料金の施行日から６カ月遅れの令和２年 10 月１日としたところです。ごみ処理手数料の改正後の料金につきましては、消費税率の改正に加え、ごみ袋等の仕入れ値・施設を運営する光熱費・委託料などの上昇による施設運営費の増額が重なり、本来ですと随時改定をすべきところでありましたが、平成 19 年度の焼却施設供用開始時の料金設定のまま現在に至っております。今回の改定では、１世帯あたりの年間負担額は平均して 1,086 円の増額となる試算をしております。コロナの影響による「暮らしの応援」として、国における緊急経済対策のほか、本町の単独事業としても、今議会においても提案させていただきますが、プレミアム商品券を 20%から 30%にアップするほか、クーポン券等の発行も行っております。この、ごみ処理料金につきましては他の自治体も例があるところで検討はさせてもらいましたが、「暮らしの応援」などを活用してもらい、ごみ処理料金については、予定どおり料金改正を実施いたしたく、ご理解を賜りたいと存じます。以上で、答弁を終わります。

○議長（小川雅昭君）　これで中川議員の質問を終わります。
　次に６番　蔵前議員の発言を許します。

○６番（蔵前文彦君）　議長、６番。
○議長（小川雅昭君）　６番、蔵前議員。
○６番（蔵前文彦君）
消防事務組合移管について、質問します。
今年の４月１日より深川地区消防組合から士別地区消防事務組合へ移管しましたが、移管後に現場での問題点は全くないのでしょうか。南北に長い地域性もあり、特に救急においては不安を抱えている住民の方もいるかもしれません。また、先日の母子里地区での林野火災の際に士別地区消防事務組合からタンク車や人員等のサポートがあったと聞いておりますが、幌加内消防において、消防、救急等の部分で移管前と変わりなく住民に対しての安心・安全が確保されているのか伺います。

○町長（細川雅弘君）　町長。
○議長（小川雅昭君）　町長。
○町長（細川雅弘君）　お答えします。
ご質問にありましたように、本年４月１日より幌加内町の消防については、深川地区消防組合から士別地方消防事務組合へ移管しました。行政区が空知から上川へ移管し、ちょうど 10 年が経ち各関係機関のご理解のもと、ようやく移管されたわけであります。移管後も救急及び災害等の対応については従来どおりの活動を継続しており特に問題点はないものと考えています。ご質問にありますとおり、南北に長い本町の地域特性については、空知所管時代も上川移管後も何ら変わらないもので、幌加内消防の対応を基本とし、救急も含め、火災状況や災害規模により士別消防署をはじめ、全道の隣接消防組合との相互応援協力体制を締結し構築しているところであります。先日の母子里地区での林野火災では、大量の消火用水が必要であり士別消防署より大型水槽車１台、人員３名の迅速な応援出動をいただき消火活動にあたっていただきました。この火災通報は、発見者の方が消防ではなく、士別警察署に連絡をし、士別警察署から本町消防に一報が入ったところであります。ひとつの例ではありますが、消防行政と警察行政が一体となったメリットは、今後も町民の生命と財産を守る意味合いからも大変大きいものと考えております。消防行政にあたりましては、今後も迅速な対応・応援体制の構築等、移管のメリット向上に努め、町民の安心・安全な暮らしにつなげたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君）　これで蔵前議員の質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
暫時休憩をいたします。

休憩　午前１０時１８分
再開　午前１０時２８分

○議長（小川雅昭君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 19　承認第１号

○議長（小川雅昭君）　日程第 19、承認第１号　固定資産評価委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君）　総務課長。

○議長（小川雅昭君）　総務課長。

○総務課長（村上雅之君）　（承認第１号・議案資料朗読、記載省略）

今回の提案理由について、３名いる委員のうち春から１名欠員となっておりましたので、その方の後任として５月 19 日に識見も豊かで適任であると判断した古林茂氏を補欠委員として選任したものです。なお、任期は補欠委員として前任者の残任期間であります、令和４年６月 26 日までとなります。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　討論なしと認めます。これから承認第１号、固定資産評価委員会委員の選任についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。したがって承認第１号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第 20　承認第２号

○議長（小川雅昭君）　日程第 20、承認第２号　専決処分した事件の承認について、令和元年度幌加内町一般会計補正予算第８号の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君）　総務課長。

○議長（小川雅昭君）　総務課長。

○総務課長（村上雅之君）　（承認第２号朗読、記載省略）

本件については、５月末に出納閉鎖を迎え令和元年度一般会計予算について見通しが確定した件

についての専決処分となっています。内容については、事業確定により不要額の処分や余剰金の基金積み立てなどで最小減の補正項目として専決処分したものです。また、地方債についても、最終的な見込により２件の補正を行っています。

事項別明細書歳出 22 ページ、23 ページをお開き願います。

２款１項１目、一般管理費 386 万 9000 円の減額です。４節、社会保険料 104 万 8000 円の減額、７節、臨時雇賃金 67 万 5000 円の減額、９節、普通旅費 214 万 6000 円の減額。　４目、財政管理事務運営費 852 万 5000 円の減額です。８節、ふるさと納税謝品 714 万 4000 円の減額、13 節、ふるさと納税代行業務委託料 138 万 1000 円の減額。　５目、財産管理費 60 万 1000 円の減額です。13 節、除雪業務委託料 60 万 1000 円の減額、額の確定による執行残の整理をするものです。　６目、基金積立金 2690 万 3000 円の増額です。25 節、基金積立金総合振興基金 1070 万円の追加、基金積立金まちづくりふるさと応援基金 1620 万 3000 円の追加、それぞれ積み立てをするものです。総合振興基金は、幌加内振興公社の補助金の元年度未交付分を積み立てして次年度以降に持ち越すものであり、まちづくりふるさと応援基金は、ふるさと納税で寄付されたもののうち、各事業にあてた残金を基金に積み立てるものです。　７目、支所及び出張所費 59 万 4000 円の減額です。13 節、除雪業務委託料 59 万 4000 円の減額。　９目、地域振興費 294 万 3000 円の減額です。19 節、冬期生活除雪支援事業補助金 153 万 5000 円の減額、地域コミュニティ推進事業補助金 140 万 8000 円の減額。　10 目、地域情報通信費 448 万 6000 円の減額です。11 節、修繕料 129 万 8000 円の減額、特別修繕料 54 万 6000 円の減額、14 節、クラウド・アプリ利用料（IP 告知システム等）64 万 2000 円の減額、15 節、光情報通信設備新設・撤去工事 200 万円の減額。　11 目、総合行政情報システム費 94 万 5000 円の減額です。13 節、個別業務システム改良業務委託料 94 万 5000 円の減額。13 目、地方創生事業費 130 万円の減額です。12 節、広告料 42 万円の減額、18 節、地域おこし協力隊備品購入費 88 万円の減額、いずれも事業費確定による執行残の整理です。　３款１項１目、社会福祉総務費 265 万 9000 円の減額です。13 節、福祉除雪業務委託料 215 万 9000 円の減額、19 節、住宅改造事業助成金 50 万円の減額。　２目、老人福祉費 162 万 5000 円の減額です。19 節、北部地域包括ケアセンター管理運営補助金 162 万 5000 円の減額。　７目、保健福祉センター管理費 93 万 2000 円の減額です。13 節、除雪業務委託料 93 万 2000 円の減額。　８目、プレミアム付商品券事業費 128 万 5000 円の減額です。19 節、ほろかない福祉商品券事業補助金 128 万 5000 円の減額、いずれも事業費確定による執行残の整理です。　３款２項１目、児童福祉総務費 660 万円の減額です。13 節、季節保育所運営業務委託料 660 万円の減額。　４款１項４目、診療所費 218 万円の減額です。7 節、臨時医師賃金 40 万円の減額、11 節、燃料費 114 万 6000 円の減額、13 節、除雪業務委託料 63 万 4000 円の減額。　５目、環境衛生費 50 万円の減額です。19 節、不良空き建築物等撤去促進事業補助金 50 万円の減額。　６款１項３目、野業振興費 304 万 2000 円の減額です。19 節、農業振興奨励補助費 168 万 3000 円の減額、環境保全型農業直接支払補助金 107 万 1000 円の減額、産地パワーアップ事業補助金 28 万 8000 円の減額。　５目、地力維持増進施設運営費 67 万 7000 円の減額です。11 節、燃料費 67 万 7000 円の減額。　６目、農業技術センター費 247 万 3000 円の減額です。7 節、臨時雇賃金 215 万 6000 円の減額、臨時作業員賃金 31 万 7000 円の減額、いずれも事業費確定による執行残の整理です。　７款１項１目、商工振興費 312 万 4000 円の減額です。19 節、町商工振興事業補助金 172 万 3000 円の減額、プレミアム付商品券発行補助金 140 万 1000

円の減額。　２目、観光費 1237 万 1000 円の減額です。19 節、幌加内町観光協会補助金 167 万 1000 円の減額、ほろかない振興公社運営補助金 1070 万円の減額、いずれも事業費確定による執行残の整理ですが、ほろかない振興公社の大幅な減額については、昨年 11 月からの全面改修工事に伴う温泉の休業によるものです。　８款１項１目、土木総務費 43 万 5000 円の減額です。７節、臨時雇賃金 43 万 5000 円の減額、事業費確定による執行残の整理です。　２項１目、道路橋梁維持費 2446 万 3000 円の減額です。７節、道路維持除雪運転手賃金 872 万 2000 円の減額、11 節、燃料費 494 万 4000 円の減額、13 節、警備業務委託料 99 万 3000 円の減額、町道除雪業務委託料 717 万 6000 円の減額、14 節、排雪車借上料 262 万 8000 円の減額、いずれも今シーズンの雪が少なかったことによる、事業費の縮小に伴う執行残の整理です。　４項１目、住宅管理費 482 万円の減額です。19 節、持ち家建設促進奨励金 482 万円の減額、なお、元年度申請は１件のみでした。　９款１項１目、消防総務費 479 万 9000 円の減額です。19 節、深川地区消防組合負担金 479 万 9000 円の減額。　２目、災害対策費 79 万 2000 円の減額です。13 節、幌加内町地域防災計画改定業務委託料 79 万 2000 円の減額、事業費確定に伴う執行残の整理です。　10 款１項２目、事務局費 55 万円の減額です。12 節、支払手数料 55 万円の減額。　４項１目、高等学校総務費 148 万 2000 円の減額です。11 節、燃料費 92 万円の減額、13 節、除雪業務委託料 56 万 2000 円の減額。　５項１目、学校給食費 62 万 1000 円の減額です。11 節、燃料費 62 万 1000 円の減額。　６項２目、公民館費 84 万 2000 円の減額です。13 節、除雪業務委託料 84 万 2000 円の減額。　３目、生涯学習センター費 102 万 3000 円の減額です。14 節、映写会フイルム借上料 102 万 3000 円の減額、２月以降のコロナの影響で事業の取り止めによるものです。　15 款１項１目、予備費 464 万 2000 円の減額です。29 節、予備費 464 万 2000 円の減額、不用額による執行残の整理です。

歳入８ページ、９ページをお開き願います。

１款１項１目、個人 731 万 8000 円の減額です。１節、現年度課税分個人町民税 731 万 8000 円の減額、当初見込みより個人の収入増加が見込めなかったものによるもので、年度末に合わせて減額するものです。　２目、法人 117 万 8000 円の増額です。１節、現年度課税分法人町民税 117 万 8000 円の増額、法人の収入増による法人税割の増加によるものです。　４項１目、たばこ税 103 万 4000 円の減額です。１節、現年度課税分たばこ税 103 万 4000 円の減額、　２款１項１目、地方揮発油譲与税 290 万 2000 円の減額です。１節、地方揮発油譲与税 290 万 2000 円の減額。　２項１目、自動車重量譲与税 200 万 5000 円の増額です。１節、自動車重量譲与税 200 万 5000 円の増加。　４項１目、地方道路譲与税 7000 円の増額です。１節、地方道路譲与税 7000 円の増額、いずれも額の確定による執行残の整理です。　３款１項１目、利子割交付金３万 5000 円の減額です。１節、利子割交付金３万 5000 円の減額。　４款１項１目、配当割交付金 14 万円の増額です。１節、配当割交付金 14 万円の増額。　５款１項１目、株式等譲渡所得割交付金４万 7000 円の減額です。１節、株式等譲渡所得割交付金４万 7000 円の減額。　６款１項１目、地方消費税交付金 236 万 7000 円の増額です。１節、地方消費税交付金 236 万 7000 円の増額。　７款１項１目、自動車取得交付金 63 万 7000 円の増額です。１節、自動車取得交付金 63 万 7000 円の増額。　２項１目、自動車税環境性能割交付金 123 万 7000 円の増額です。１節、自動車税環境性能割交付金 123 万 7000 円の増額、この税金については、令和元年度から新たに創設された税になります。　８款１項１目、地方特例交付金 119 万 5000 円の増額です。１節、地方特例交付金 119 万 5000 円の増額。　２目、子ども・子

育て支援臨時交付金92万9000円の増額です。１節、子ども・子育て支援臨時交付金92万9000円の増額、いずれも額の確定によるものです。　９款１項１目、地方交付税8922万9000円の増額です。１節、地方交付税8922万9000円の増額、対前年度で6091万4000円の増額となり、プラス2.8％となっています。増えた要因としては、５年前に建設した幌加内診療所、テルケアの過疎対策事業債の償還が始まったことにより、償還額の増加に伴いそれに当て込む交付税の金額が増えたことによるものです。　10款１項１目、交通安全対策特別交付金20万円の減額です。１節、交通安全対策特別交付金20万円の減額、道路交通法の反則金を資源としているものですが、今年も本町には配分がなかったため減額するものです。　12款１項３目、衛生使用料919万円の減額です。１節、幌加内歯科診療所使用料223万3000円の減額、幌加内診療所使用料588万4000円の減額、政和診療所使用料65万3000円の減額、朱鞠内診療所使用料42万円の減額、それぞれ診療額が減少しているものです。　６目、土木使用料309万4000円の減額です。２節、住宅使用料309万4000円の減額、当初予算では、全室が埋まる予定で予算を組んでいましたが、年度途中等で空き家住宅が発生したことにより、減額をするものです。　13款１項１目、民生費国庫負担金417万3000円の増額です。３節、保育所運営費負担金417万3000円の増額。　２項１目、民生費国庫補助金255万6000円の減額です。１節、子育て支援対策事業費補助金128万円の減額、プレミアム付商品券事業費補助金127万6000円の減額。　３目、土木費国庫補助金240万4000円の増額です。１節、社会資本整備総合交付金240万4000円の増額です。　５目、総務費国庫補助金94万9000円の増額です。１節、地方創生推進交付金94万9000円の増額。　14款１項１目、民生費道負担金292万1000円の増額です。１節、介護給付訓練等給付費負担金130万4000円の増額、４節、保育所運営費負担金161万7000円の増額。　２項３目、農林水産業費道補助金297万4000円の減額です。１節、環境保全型農業直接支援対策事業補助金80万1000円の減額、産地パワーアップ事業補助金28万8000円の減額、２節、森林環境保全整備事業補助金188万5000円の減額。　４目、総務費道補助金80万円の減額です。１節、地域づくり総合交付金（ほろみん号運行補助）80万円の減額。15款１項１目、財産貸付収入34万5000円の減額です。１節、土地貸付収入34万5000円の減額。16款１項１目、一般寄附金131万9000円の増額です。１節、一般寄附金131万9000円の増額。２目、使途指定寄附金759万1000円の増額です。１節、ふるさと納税寄附金759万1000円の増額、いずれも額の確定により整理するものです。　17款１項１目、基金繰入金１億6525万3000円の減額です。１節、財政調整基金１億6200万円の減額、予算不足を補うために当初予定をしていましたが交付税等の減額等も少なかったことにより、取り崩しの金額が減ったものです。総合振興基金70万円の減額、JR深名線バス転換対策基金44万5000円の減額、公共交通整備運営基金８万8000円の増額、地籍整備基金82万4000円の増額、そば産地活性化振興基金66万4000円の増額、高齢者肺炎予防基金18万4000円の減額、公共施設等整備基金350万円の減額、いずれも充当する事業確定による金額の整理をするものです。　19款４項３目、雑入511万円の増額です。２節、損害保険金621万3000円の増額、５節、簡易郵便局事務取扱収入21万7000円の減額、６節、路線バス利用促進券収入88万6000円の減額、いずれも実績にあわせて年度末を見込み整理するものです。

６ページ、７ページをお開き願います。事項別明細書総括ですが、歳入歳出ともに7235万7000円を減額し、総額40億6393万7000円とし、収支のバランスをとるものです。

４ページ、５ページをお開き願います。第２表地方債補正ですが、２件の補正を行っていますの

で後程お目通し願います。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。事項別明細書歳出 22 ページから質疑を受けます。
22 ページ、23 ページについて質疑ありませんか。

○１番（中川秀雄君）　議長、１番。
○議長（小川雅昭君）　１番、中川議員。
○１番（中川秀雄君）
　ふるさと納税の関係ですが、歳出では、ふるさと納税謝品とふるさと納税代行業務委託料が減額となっています。収入の方で減ったのかと思ったのですが、収入は別に減ってはいなく、むしろ増額補正をしています。なぜ、こうなるのか。

○副町長（大野克彦君）　副町長。
○議長（小川雅昭君）　副町長。
○副町長（大野克彦君）
　ふるさと納税の歳出と歳入の関係ですが、ふるさと納税の歳出については、金額が足りないと支出ができないことから歳出は少し膨らまして予算を計上しています。歳入については、逆に少なめにしています。このため、決算の時には歳出では多くなるようになったのでプラスとなります。歳出は予算がないと支出ができないので予算上は多めにみていることから、この様な現象となります。

○議長（小川雅昭君）　他に質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　次に 24 ページ、25 ページについて質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　26 ページ、27 ページについて質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　28 ページ、29 ページについて質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　30 ページ、31 ページについて質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　32 ページ、33 ページについて質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　事項別明細書歳入８ページから質疑を受けます。
８ページ、９ページについて質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　10 ページ、11 ページについて質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　12 ページ、13 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　14 ページ、15 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　16 ページ、17 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　18 ページ、19 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　20 ページ、21 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。歳入歳出全般について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　討論なしと認めます。これから承認第２号、専決処分した事件の承認について、令和元年度幌加内町一般会計補正予算第８号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。したがって承認第２号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第 21　承認第３号

○議長（小川雅昭君）　日程第 21、承認第３号　専決処分した事件の承認について、令和元年度幌加内町奨学資金特別会計補正予算第１号の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（内山渉君）　教育次長。

○議長（小川雅昭君）　教育次長。

○教育次長（内山渉君）　（承認第３号朗読、記載省略）

今回の補正理由ですが、５月末の出納整理を迎え貸付金、返還金の額が確定したことにより不要額を整理するものです。

事項別明細書歳出９ページ、10 ページをお開き願います。

１款１項１目、奨学資金 384 万円の減額です。21 節、貸付金 384 万円の減額、貸付の実績が専門学校１名、高校生１名の計２名で確定し貸付金の合計 54 万円となったので不用額を整理するものです。２款１項１目、基金積立金 70 万円の増額です。25 節、基金積立金 70 万円の増額、寄附金の確定のほか返還金が貸付額を超えた決算見込みとなったため、基金に積立を行うために増額補

正をするものです。

事項別明細書歳入５ページ、６ページをお開き願います。

１款１項１目、一般会計繰入金 1000 円の減額です。１節、一般会計繰入金 1000 円の減額、一般会計からの繰入れがなかったため皆減とするものです。２項１目、基金繰入金 292 万 9000 円の減額です。１節、基金繰入金 292 万 9000 円の減額、基金からの繰入れがなかったため皆減とするものです。２款１項１目、返還金 29 万円の減額です。１節、返還金 29 万円の減額、令和元年度の元金が確定したことにより減額補正するものです。３款１項１目、寄付金９万円の増額です。１節、寄付金９万円の増額、寄付金が確定したことにより増額補正するものです。５款１項１目、繰越金１万円の減額です。１節、前年度繰越金１万円の減額、前年度からの繰越がなかったため皆減とするものです。

事項別明細書総括３ページ、４ページをお開き願います。歳入歳出ともに 314 万円を減額し、総額 125 万 3000 円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては、補正項目が少ないので、歳入歳出全般についての質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　討論なしと認めます。これから承認第３号、専決処分した事件の承認について、令和元年度幌加内町奨学資金特別会計補正予算第１号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。したがって承認第３号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第 22　議案第 40 号

○議長（小川雅昭君）　日程第 22、議案第 40 号　幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○町長（細川雅弘君）　町長。

○議長（小川雅昭君）　町長。

○町長（細川雅弘君）　（議案第 40 号朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。

新型コロナウイルスの影響で、町民の皆様には大変なご苦労を頂いている中、「この困難を一緒になって乗り越えよう。」そういった思いと、わずかながらではありますが、「町長給与の減額分をコロナ対策に要する一般財源に充当したい。」と言った観点から提案をするものです。

なお、減ずる額については13万8000円となります。また、副町長及び教育長からも減額の申し出がありましたがコロナ対策本部の本部長であります、私のみの対応とすることで辞退をして頂いたことを申し添えます。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　討論なしと認めます。これから議案第40号　幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23　議案第41号

○議長（小川雅昭君）　日程第23、議案第41号　幌加内町地籍整備基金条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君）　総務課長。

○議長（小川雅昭君）　総務課長。

○総務課長（村上雅之君）　（議案第41号朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。

平成23年に制定した、本条例について平成27年から昨年、令和元年までの５年間において、JR敷地における地籍の確定測量業務が完了致しました。また、基金についても積み立てた分、全額充当処分が完了したことから今回、基金条例を廃止するものです。なお、５年間での測量面積等については、下幌加内から母子里までの区間で実測37.86㎞、筆数324筆、実施面積92万2945.77㎡、事業費トータル１億3397万4000円となりました。更に登記の実数としては地籍更生分・合筆分324筆、所有権移転分37名、132筆となっています。なお、所有権移転にかかる土地代、登記費用については、土地購入者からの負担金にて対応しています。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　討論なしと認めます。これから議案第 41 号　幌加内町地籍整備基金条例を廃止する条例についての件を採決いたします。
　お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。したがって議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 24　議案第 42 号
○議長（小川雅昭君）　日程第 24、議案第 42 号　幌加内町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。
　提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君）　住民課長。
○議長（小川雅昭君）　住民課長。
○住民課長（山本久稔君）　（議案第 42 号・議案資料朗読、記載省略）
　本件の改正要因について申し上げます。
　地方税法等の一部を改正する法律、またこれらに関する政令や省令が令和２年３月 31 日及び令和２年４月 30 日、この２件が交付されたことに伴い町の税条例の一部を改正するものです。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
　議案第 42 号は会議規則第 39 条第１項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

◎日程第 25　議案第 43 号
○議長（小川雅昭君）　日程第 25、議案第 43 号　幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。
　提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君）　住民課長。

○議長（小川雅昭君）　住民課長。
○住民課長（山本久稔君）　（議案第 43 号・議案資料朗読、記載省略）
本件の改正要因について申し上げます。
地方税法等の一部を改正する法律及び政令が令和２年３月 31 日に交付されたことに伴い幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。
例年改正を行っています、税率及び税額の改正については、これらについてはその年度において、道から求められている収納の必要額、これを元に算定してきたところです。本年度については、昨年度の幌加内町国民健康保険の被保険者の所得、これが大きかったことがあり税額及び税率の改正は行わないこととして提案するところです。このことにより、本議会に提出している幌加内町国民健康保険特別会計の補正予算第２号の歳入において、国民健康保険税の納付額が 786 万 2000 円の増額となっています。この充当先については、療養給付費、高額医療費等に充てて決算に備えたいと考えています。また、税率等の据え置き、これを含めた制定等については、去る６月４日に開催された国民健康保険の運営協議会においても審議、承認頂いたことを踏まえて、今回、提案をさせて頂きます。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第 43 号は会議規則第 39 条第１項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

◎日程第 26　議案第 44 号
○議長（小川雅昭君）　日程第 26、議案第 44 号　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例についての件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君）　住民課長。
○議長（小川雅昭君）　住民課長。
○住民課長（山本久稔君）　（議案第 44 号・議案資料朗読、記載省略）
本件の制定理由、趣旨について申し上げます。
国に置かれた新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、これに伴い新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免措置を講ずるため新たに条例を制定するものです。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第 44 号は会議規則第 39 条第１項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩　午前１１時４９分

再開　午後　１時２７分

○議長（小川雅昭君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 27　議案第 45 号

○議長（小川雅昭君）　日程第 27、議案第 45 号　幌加内町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君）　保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君）　（議案第 45 号・議案資料朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。

本改正については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の改正に伴う所得の少ない第１号被保険者の保険料の減額賦課に関わる令和２年度の保険料率の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免に関わる規定を附則に追加したく提案するものです。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第 45 号は会議規則第 39 条第１項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

◎日程第 28　議案第 46 号

○議長（小川雅昭君）　日程第 28、議案第 46 号　幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君）　保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君）　（議案第 46 号・議案資料朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。

本改正については、介護サービス事業を委託しています町社会福祉協議会の介護職員のうち、介護福祉士の割合が増加したこと、また職場環境や体制に変更があったことによりサービス提供体制強化加算、処遇体制加算の上位加算の取得、また新たに特定処遇改善加算が取得できる事業所となったことから、これらの介護報酬の１割の負担としています、通所介護サービスの利用料金を改正するものでありますが、今回の改正にあたり、昨年度 10 月に改正された介護報酬単価、新単価を用いることから合わせて訪問介護サービスの利用料金についても、新単価を用いて今回、改正したく提案するものです。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第 46 号は会議規則第 39 条第１項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

◎日程第 29　議案第 47 号

○議長（小川雅昭君）　日程第 29、議案第 47 号　幌加内町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君）　住民課長。

○議長（小川雅昭君）　住民課長。

○住民課長（山本久稔君）　（議案第 47 号朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。

住民の個人番号について、平成 27 年 10 月頃に各世帯、各個人ごと、全国民に対して通知カードが配布され、マイナンバーカードの制作について作っていただくということで促されて始まったところです。この度、国における通称デジタル手続法とういうのがありますが、この改正があり施行が令和２年５月 25 日に行われました。５月 25 日の執行に伴い従来の個人番号に記載する通知カード、紙のカードですが、これによる個人の証明等ができなくなる、廃止ということになっています。これに伴い、通知のカードの再発行も廃止となったところです。幌加内町手数料条例、現在まではこの通知カード、紙のカードの再発行に関する手数料を徴収しておりましたが、この度この様な事情から手数料の部分を削除するものです。今後、この紙のカードについては、使用が認められることについては、かなり限定されることとなり令和２年５月 25 日以前に現在の氏名及び住民票等の手続きを済まされている方、俗に言う裏書ですが、これをしている方については、その後変更がなければ使用が可能となりますが、今後における住所変更、氏名変更などの手続きはできないこととなります。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　討論なしと認めます。これから 47 号　幌加内町手数料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。したがって議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 30　議案第 48 号

○議長（小川雅昭君）　日程第 30、議案第 48 号　幌加内町防災会議条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君）　総務課長。

○議長（小川雅昭君）　総務課長。

○総務課長（村上雅之君）　（議案第 48 号朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。

本年４月１日から本町消防の移管に伴い、本条例条文の変更となるものです。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　討論なしと認めます。これから 48 号　幌加内町防災会議条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。したがって議案 48 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 31　議案第 49 号

○議長（小川雅昭君）　日程第 31、議案第 49 号　幌加内町町民プール設置条例の一部を改正する

条例についての件を議題といたします。
　提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（内山渉君）　教育次長。
○議長（小川雅昭君）　教育次長。
○教育次長（内山渉君）　（議案第 49 号朗読、記載省略）
　本件の提案理由について申し上げます。
　この度、山村広場の横に整備中でありました幌加内町町民プールが完成しましたので、関連条文の整備を伴う改正です。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　討論なしと認めます。これから 49 号　幌加内町町民プール設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。
　お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。したがって議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 32　議案第 50 号
○議長（小川雅昭君）　日程第 32、議案第 50 号　幌加内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を議題といたします。
　提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（新江和夫君）　地域振興室長。
○議長（小川雅昭君）　地域振興室長。
○地域振興室長（新江和夫君）　（議案第 50 号朗読、記載省略）
　本件の提案理由について申し上げます。
　幌加内町過疎地域自立促進市町村計画は、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき過疎地域における自立促進を図ることを目的に平成 28 年度から令和２年度までの５年間の対策と、事業内容をまとめ平成 28 年３月の町議会第１回定例会において議決を頂き、現在執行しているところです。この度、幌加内町における過疎対策として市町村計画に事業を追加する必要が生じたことから、市町村計画の変更について議決を求めるものです。

本事業に伴う過疎債の歳入予算及び各事業の歳出予算については、令和２年度一般会計の当初予算並びに本定例会で計上済みです。なお、本件については、去る６月３日付けで特別措置法第６条第７項に基づき北海道知事との協議を終えております。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　討論なしと認めます。これから 50 号　幌加内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。したがって議案 50 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 33　議案第 51 号

○議長（小川雅昭君）　日程第 33、議案第 51 号　辺地に係る総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（新江和夫君）　地域振興室長。

○議長（小川雅昭君）　地域振興室長。

○地域振興室長（新江和夫君）　（議案第 51 号朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。

平成 27 年から令和元年までの５ヶ年計画を策定しておりました、沼牛地区及び政和地区において新たに本年、令和２年度から令和６年度までの５ヶ年計画を策定するため議決を求めるものです。

なお、本件については、去る５月 11 日に法第３条第４項の規定に基づき北海道知事との協議を終えております。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第 51 号は会議規則第 39 条第１項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

◎日程第 34　議案第 52 号

○議長（小川雅昭君）　日程第 34、議案第 52 号　辺地に係る総合整備計画の変更についての件を

議題といたします。
　提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（新江和夫君）　地域振興室長。
○議長（小川雅昭君）　地域振興室長。
○地域振興室長（新江和夫君）　（議案第 52 号朗読、記載省略）
　本件の提案理由について申し上げます。
　辺地に係る総合整備計画は辺地整備計画特別措置法の規定に基づき、辺地地域とその他との地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差を是正することを目的に、平成 30 年度から令和４年度までの５年間の対策と事業内容を取りまとめ、平成 30 年６月の町議会第１回議会定例会において議決を頂き、現在執行しているところです。この度、幌加内町における朱鞠内地区の辺地対策として市町村計画に事業を追加する必要が生じたことから市町村計画の変更について議決を求めるものです。
　先程、議案第 51 号辺地に係る総合整備計画の策定にて説明しました、政和地区辺地事業の通学バス、スクールバス整備と同一のスクールバスでありますが、スクールバスとして同一区間を一部重複運行することから、それぞれ政和地区、朱鞠内地区の地域人口による按分を行い事業費等の算出をしています。本事業に伴う辺地債の歳入予算及び歳出予算については、令和２年度の一般会計の当初予算に計上済みです。なお、本件については、去る５月 11 日付けで特別措置法第３条第４項の規定に基づき北海道知事との協議を終えております。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
　議案第 51 号は会議規則第 39 条第１項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

◎日程第 35　議案第 53 号
○議長（小川雅昭君）　日程第 35、議案第 53 号　工事請負契約の締結についての件を議題といたします。
　提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君）　建設課長。
○議長（小川雅昭君）　建設課長。
○建設課長（宮田直樹君）　（議案第 53 号朗読、記載省略）
　本件の提案理由について申し上げます。
　本路線の改良工事については、社会資本整備交付金事業により平成 30 年度から実施しており本年度については、路盤工事、舗装工事の延長 410 メートルを引続き実施し、令和４年度の完成を目指すものです。入札については、去る６月 15 日に執行したところであり工事請負契約締結のため、

本議会にて議決を求めるものです。入札に先立ち５月 29 日に入札選考委員会を開催し三津橋建設株式会社、新共開発株式会社、幌加内土建株式会社、SS 工業株式会社の４社を指名し、入札の結果、落札をした幌加内土建株式会社との工事請負契約を締結したく提案するものです。工期については、契約の日から令和２年 11 月 20 日までとしています。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　討論なしと認めます。これから議案第 53 号　工事請負契約の締結についての件を採決いたします。
　お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。したがって議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 36　議案第 54 号
○議長（小川雅昭君）　日程第 36、議案第 54 号　工事請負契約の締結についての件を議題といたします。
　提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君）　建設課長。
○議長（小川雅昭君）　建設課長。
○建設課長（宮田直樹君）　（議案第 54 号朗読、記載省略）
　本件の提案理由について申し上げます。
　令和４年度からの共用開始に向けて、一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建築主体工事の入札を去る、６月 15 日に執行したところです。工事請負契約締結のため本議会にて議決を求めるものです。入札に先立ち５月 29 日に入札選考委員会を開催し三津橋・橋本川島経常建設共同企業体、新谷・大野土建経常建設共同企業体、株式会社廣野組の３社を指名し、入札の結果、落札をした三津橋・橋本川島経常建設共同企業体との工事請負契約を締結したく提案するものです。工期については、本年度から来年度の２ヶ年の請負契約となっており、工期については、契約の日から令和３年 11 月 30 日までとしています。

○議長（小川雅昭君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　討論なしと認めます。これから議案第 54 号　工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。したがって議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（小川雅昭君）　お諮りをいたします。

本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

◎延会の宣告

○議長（小川雅昭君）　これで本日の会議を閉じます。

閉会　午前１４時２９分

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和２年６月１８日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員